

○水質汚濁防止法施行令

(昭和四十六年六月十七日)

(政令第百八十八号)

別表第三 (第五条関係)

(昭四七政三四六・昭四九政三六三・昭五一政一二二・一部改正、昭五四政一三二・旧別表第二線下・一部改正、昭六三政二五二・平二四政一四七・令四政一六二・一部改正)

- 一 別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業（石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。）の用に供するイ及びハの施設
- 二 別表第一第一号に掲げる施設のうち、石炭鉱業の用に供するロ及びハの施設
- 三 別表第一第一号に掲げる施設のうち、水洗炭業の用に供するロの施設
- 四 別表第一第一号の二から第四号までに掲げる施設
- 五 別表第一第五号に掲げる施設のうち、みそ製造業の用に供するロ及びハの施設
- 六 別表第一第五号に掲げる施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業の用に供するニ、ホ及びヘの施設
- 七 別表第一第七号に掲げる施設であつて、てんさい糖製造業の用に供するもの
- 八 別表第一第八号に掲げる施設
- 九 別表第一第十号に掲げる施設のうち、清酒製造業の用に供するイ、ロ及びニの施設
- 十 別表第一第十号に掲げる施設のうち、蒸りゆう酒製造業の用に供するイ、ロ及びヘの施設
- 十一 別表第一第十一号に掲げる施設のうち、動物系飼料製造業の用に供するイ、ロ、ハ及びニの施設
- 十二 別表第一第十三号に掲げる施設
- 十三 別表第一第十四号に掲げる施設であつて、でん粉製造業の用に供するもの
- 十四 別表第一第十七号に掲げる施設
- 十五 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、麻紡績業の用に供するハの施設
- 十六 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、染色整理業の用に供するニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十七 別表第一第二十号に掲げる施設

- 十八 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、パルプ製造業の用に供するロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十九 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、紙製造業の用に供するイ及びチの施設
- 二十 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、湿式繊維板製造業の用に供するハ、ヘ、チ及びヌの施設
- 二十一 別表第一第二十四号に掲げる施設のうち、りん酸質肥料製造業の用に供するイ、ハ及びニの施設
- 二十二 別表第一第二十七号に掲げる施設のうち、チの施設
- 二十三 別表第一第二十九号に掲げる施設
- 二十四 別表第一第三十号に掲げる施設のうち、エチルアルコール製造業の用に供するイ及びロの施設
- 二十五 別表第一第三十二号に掲げる施設
- 二十六 別表第一第三十五号に掲げる施設
- 二十七 別表第一第四十二号に掲げる施設
- 二十八 別表第一第四十四号に掲げる施設
- 二十九 別表第一第五十一号に掲げる施設のうち、ホの施設
- 三十 別表第一第五十二号に掲げる施設
- 三十一 別表第一第五十八号に掲げる施設
- 三十二 別表第一第六十四号及び第六十四号の二に掲げる施設
- 三十三 別表第一第六十五号に掲げる施設であつて、伸線業又はみがき帯鋼、みがき棒鋼若しくは垂鉛鉄板の製造業の用に供するもの
- 三十四 別表第一第六十六号の三から第六十七号までに掲げる施設
- 三十五 別表第一第六十八号の二に掲げる施設
- 三十六 別表第一第六十九号及び第六十九号の二に掲げる施設
- 三十七 別表第一第七十一号の二及び第七十一号の三に掲げる施設
- 三十八 別表第一第七十四号に掲げる施設